

平成20年度

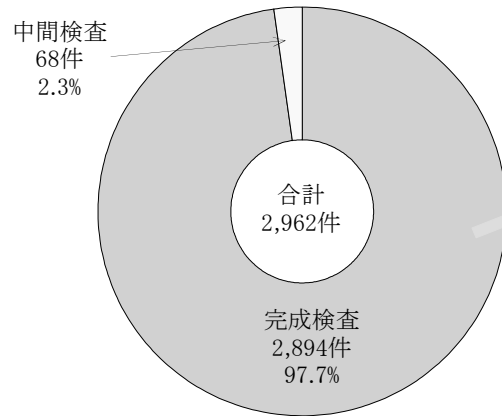
# 工事検査の状況

県土整備部  
技術調査課検査指導室

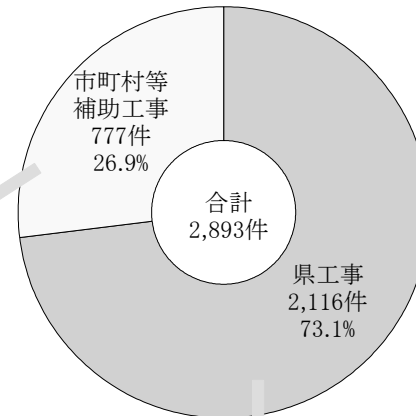
# 1. 工事検査内訳

## 1)平成20年度工事検査内訳図(開発行為・宅地造成除く)

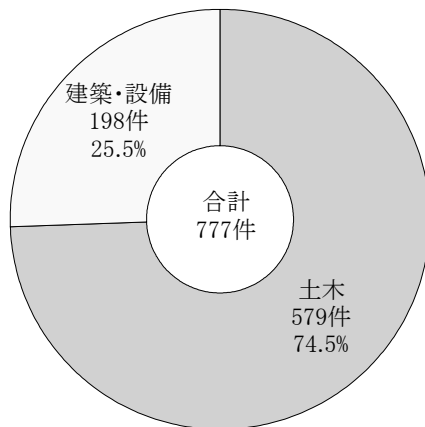
◎全工事



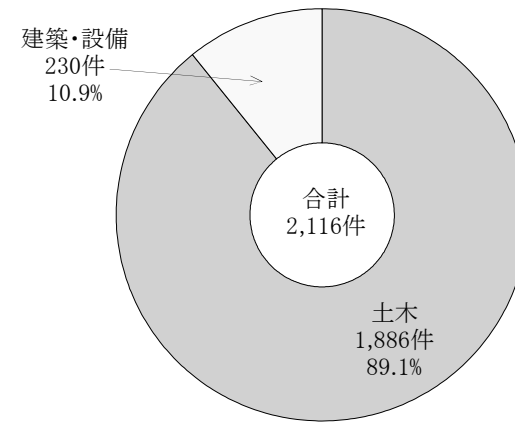
○完成検査(知事部局以外除く)



○市町村等補助工事(完成検査)



○県工事(完成検査)



2)平成20年度工事検査実績表

◎工事検査実績総括表

知事部局の工事	完成検査(現地調査)件数			中間検査件数		
	計	土木	建築・設備	計	土木	建築・設備
県工事	2,116	1,886	230	61	60	1
市町村等補助工事	777	579	198	7	2	5
小計	2,893	2,465	428	68	62	6

知事部局以外の工事	完成検査件数			中間検査件数		
	計	土木	建築・設備	計	土木	建築・設備
住宅供給公社	1		1			
小計	1		1			

合計	2,894	2,465	429	68	62	6
----	-------	-------	-----	----	----	---

◎土木工事検査実績表

○県工事 執行機関	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
環境生活部	2				2	2
商工観光労働部	2	1			3	3
県土整備部関係 (各振興局建設部等含む)	26	12	13	9	60	1,941
	1,507	202	140	32	1,881	
計	26	12	13	9	60	1,946
	1,511	203	140	32	1,886	

うち250万円未満 2件  
うち250万円未満 496件

○市町村等補助	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
	1		1		2	581
	360	97	91	31	579	

○知事部局以外	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
執行機関						
計						

上段 中間検査  
下段 完成検査

◎建築・設備工事検査実績表

○県工事 執行機関	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
総務部	2				2	2
環境生活部	5	1			6	6
福祉保健部	2				2	2
商工観光労働部	3				3	3
県土整備部関係 (各振興局建設部等含む)	136	35	21	1 25	1 217	218
計	148	36	21	1 25	1 230	231

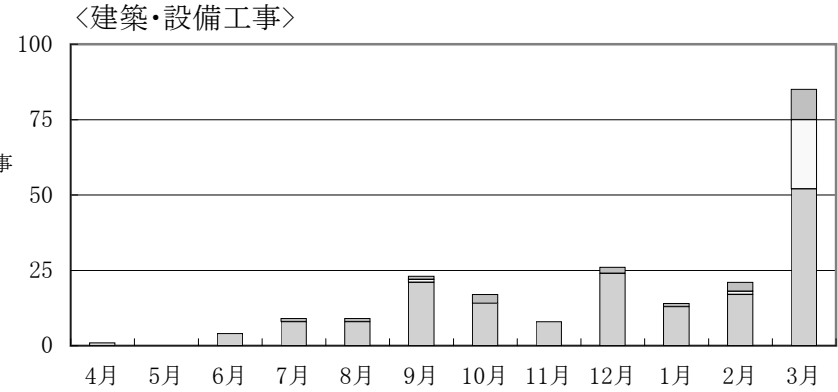
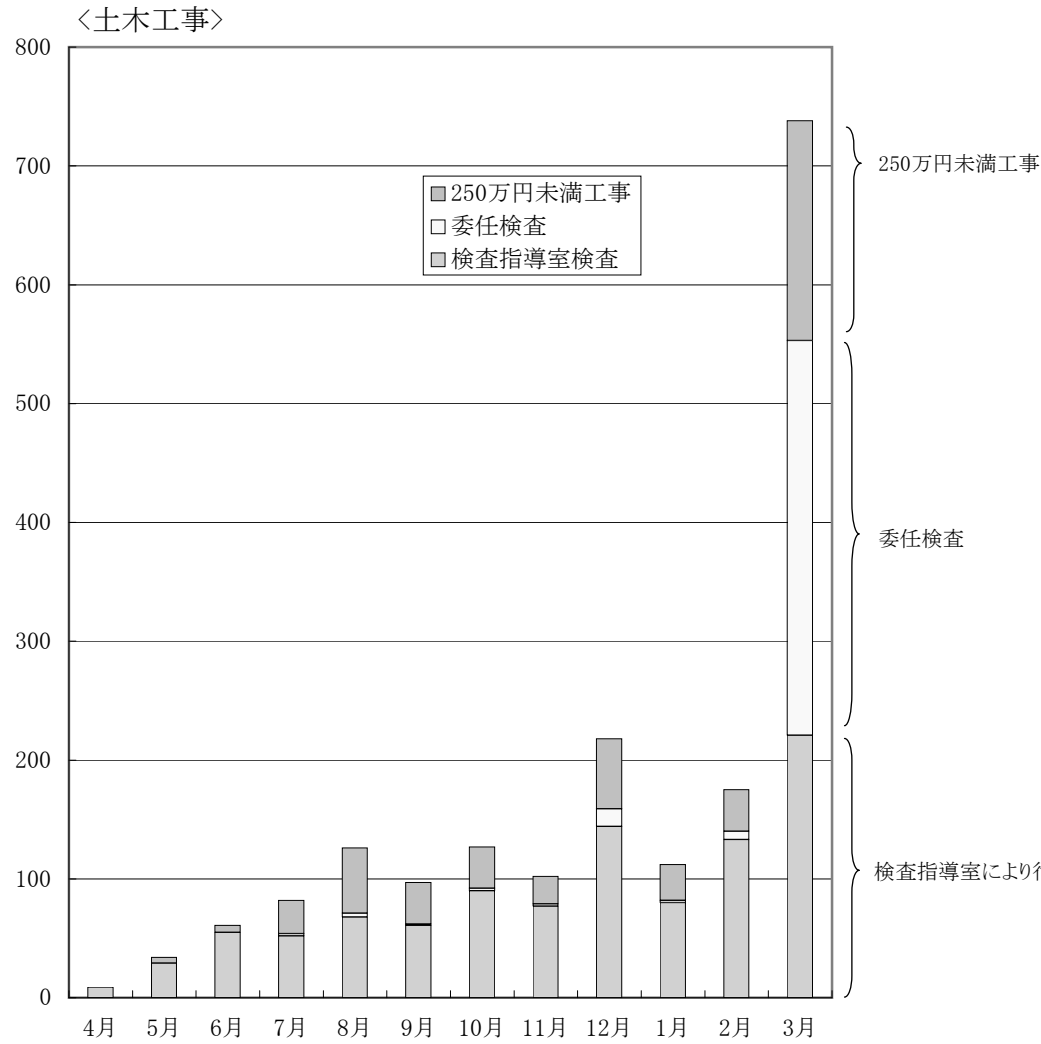
うち250万円未満 22件

○市町村等補助	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
				5	5	203
	110	39	23	26	198	

○知事部局以外 執行機関	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
住宅供給公社		1			1	1
計		1			1	1

上段 中間検査  
下段 完成検査

3)月別県工事完成検査件数(県土整備部関係)



年度末である3月に工事検査が集中しています。

年間を通じた工事検査の平準化が必要です。

\* 契約金額250万円以上の工事については、検査指導室により検査を行います。必要と認めるときは、他に適当であると認めた者に検査を委任することができます。

## 2. 工事検査の結果

平成20年度に行った工事検査件数は 2,962件 であり、そのうち、軽微な整備を必要とする指示は415件ありました。

県土整備部では、各建設部等に検査員を配置して工事検査を実施していましたが、平成20年度より、工事検査の平準化や検査の質の向上を目的として、検査指導室に検査員を集約して工事検査を行っています(一部は各建設部等にて実施)。

検査時において、目的物がよりよいものとなるように注意喚起や指示を行っているため、昨年度よりも指示を受けた件数が増えています。

また、それらの指示事項や注意事項等をもとに、工事監督職員に対して研修を行い、職員間での情報の共有化や技術力の向上を図っています。

平成20年度の工事検査における留意事項の一例は、下記のとおりです。

### ○関係書類

- ・施工計画書の不備

- ・下請負に関する書類の不備

施工体制台帳には、下請負契約書(写)を添付しなければなりません。(注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)

- ・建退共(建設業退職金共済制度)の証紙の整理

建退共(建設業退職金共済制度)に加入している場合は、その証紙の適切な配布及び管理の確認ができるように整理しておく必要があります。

### ○写真撮影及び整理

- ・不可視部の写真の不備

工事完成後に明視できない箇所について、施工状況、出来形寸法、品質管理状況等の写真を適切に撮影しなければなりません。

- ・現場掲示物の写真の不備

現場には、建設業許可の標識の設置、建退共に関する掲示及び労災保険に関する掲示をしなければなりません。また、それらの内容を把握できる写真が必要です。

### ○品質管理

- ・コンクリートのテストピースの採取

コンクリート圧縮強度試験を行うためには、テストピースを打設場所で採取しなければなりません。また、その状況を把握できる写真が必要です。

- ・コンクリートの養生

コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように養生しなければなりません。また、その状況を把握できる写真が必要です。

- ・プルフローリング試験

道路土工(路床盛土工)及び舗装工(下層路盤)において、プルフローリング試験を実施する必要があり、監督員の段階確認及びその写真が必要です。